

令和6年 第2回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和6年2月28日(水) 午後2時00分～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員(17人)

会 長	1 番	本木下 裕一			
会長職務代理	2 番	大隣 初美			
委 員	3 番	月野 貴大	4 番	吉崎 久男	5 番 東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子	8 番 永山 明美
	9 番	福元 幸志	10 番	松藺 勝郎	11 番 下之門 信洋
			13 番	大坪 幸博	14 番 桑代 純一
	15 番	栢川 明子			17 番 池田 慎
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎	

4. 欠席委員(2人)

12 番 六反田 達郎 16 番 松村 孝徳

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 6 号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第 6 議案第 7 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 8 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 9 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 10 号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 11 号 非農地証明願について
- 日程第 11 議案第 12 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について

- 日程第 12 令和 6 年度農業委員会総会等開催計画について
- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
 農政係長 折尾 武志 松下 剛史
 農地係長 宇都 寿彦 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

- 事務局長 御起立願います。
 「一同 礼」
 御着席願います。
- 議 長 それでは、出席確認を行います。六反田委員，松村委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。
 ただいまの出席人員は 17 名で，会議の定足数に達しております。
 これより令和 6 年第 2 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 まず会長諸般の報告でございますが，議案資料の 140 頁をご覧いただきたいと思ひます。（諸般の報告をおこなう。）
- 議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。
 事務局長 （諸般報告をおこなう。）
- 議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようですので，これより本日の会議を開きます。
 会議録作成に必要ですので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のう え，自分の議席番号を言ってから発言してください。
- 議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。
 会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により，18 番梶山委員，19 番宮原委員を指名し，会議書記に農政係長を指名いたします。
- 議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。
 お諮りします。本会議の会期は，本日 2 月 28 日の 1 日間で御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
 したがって，会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長
農地係長

日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。
説明いたします。3頁でございます。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が2件ございました。

貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく〇〇〇〇さん外です。所有権移転によるもの1件、規模縮小によるもの1件です。地目の内訳は畑4筆3,293㎡、山林原野2筆870㎡の合計6筆4,163㎡で穎娃地域1件、川辺地域1件です。

続きまして、6頁～14頁でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が59件ございました。貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇外58件です。貸人主導によるもの17件、借人主導によるもの42件です。うち、農地中間管理事業への載せ替えは1件となっております。地目の内訳は、田3筆1,622㎡、畑95筆134,926㎡の合計98筆136,548㎡で、穎娃地域24件、知覧地域15件、川辺地域20件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長
委員
議 長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思っております。

議 長
農政係長

続きまして、日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

資料は17頁からになります。

今回は、新規認定1件、再認定5件、内容変更1件です。

新規認定者の整理番号1番、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。お茶の栽培を行っており、優良品種への転換、農地の集約や機械の更新等により経営の安定に努めたいところです。

再認定5件の営農類型としては、茶の専業が2件、あとの3件については露地野菜及び複合経営であります。

資料の19頁が一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

内容変更につきましては、代表者の変更になります。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長
委員
議 長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

議長 次に日程第5 議案第6号「農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について」を議題とします。

4番委員 まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。吉崎委員お願いします。報告いたします。

21 号の審議番号1番です。関連資料は22 号から25 号になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番、畑1,529 m²のうち190 m²で、〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、市内の農家であり手続きを経ずに平成18年に〇〇を整備したことから、今回追認で農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側西側は畑に、東側南側は農道に接しています。現状のままで利用していますが、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、日照・通風等については建物の高さを加減しているため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号2番です。関連資料は26 号から29 号になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番、畑824 m²のうち180 m²で、〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、市内の農家であり手続きを経ずに平成18年に〇〇を整備したことから、今回追認で農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側西側南側は畑に、東は農道に接しています。現状のままで利用していますが、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、日照・通風等については建物の高さを加減しているため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に桑代委員お願いします。

14番委員 報告いたします。

21 号の審議番号3番です。関連資料は30 号から33 号になります。

申請人は、日置市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇番、畑1,965 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は日置市に居住する〇〇であり、知覧地域の住宅需要が見込まれることから申請地に〇〇を建築するため農用地区域から除外するものです。

申請地の東側南側は宅地に西側は畑に北側は市道に接しています。1 m程度の盛土をしますが、よう壁を設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道で処理し、日照・通風等については、緩衝地を設けるため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。
農地係長 補足説明いたします。

 審議番号1番及び2番の用途区分変更については、営農に必要な施設の
用に供される農業用施設用地に該当する施設であり、やむを得ない変更で
あると判断されます。

 3番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、適地が見つか
らず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効
率化に支障はなく除外の要件を満たしていると判断されます。

 以上で補足説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり
議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

 議案第6号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由か
らしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございません
か。

委 員 「異議なし」の声あり
議 長 異議なしと認めます。

 よって、議案第6号については、申請どおり適当意見とすることに決定い
たします。

議 長 次に、日程第6 議案第7号「農地法第3条許可申請に対する許可につい
て」を議題とします。

 事務局に提案説明を求めます。

農 地 係 説明いたします。35 ㊦の3条所有権移転8件でございます。

 譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さ
ん外の申請です。

 地目の内訳は、田2筆852㎡、畑11筆9,036㎡の合計13筆9,888㎡で、
理由につきましては、規模・経営拡大4件、兄弟からの無償譲渡が1件、所
有者が県外在住・または高齢のため管理ができないことによる受贈3件で
す。

 10a当たりの取引価格につきましては田が無償のため0円、畑が296千
円から792千円です。10a当たりの取引価格の平均としましては、田が無
償のため0円、畑544千円でございます。

 地域別では、穎娃地域1件、知覧地域4件、川辺地域3件です。

 なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断
につきましては、申請書及び提出されました36 ㊦～42 ㊦の調査書、誓約書
及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められ
ます。

 御審議方よろしく申し上げます。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第7号「農地法第3条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第7 議案第8号「農地法第4条許可申請に対する許可について」を議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。吉崎委員をお願いします。

4番委員 報告いたします。
44 号の審議番号1番です。関連資料は45 号から49 号になります。
申請人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇番 畑 672 m²で〇〇自治会に位置します。
申請人は市内に居住する〇〇であり、生活の安定を図るため、相続した土地に〇〇を建築しようとするものです。
申請地の北側東側西側は宅地に、南側は市道に接しています。現状のままでも利用しますが、コンクリートブロック等の擁壁を設けてあるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、周囲に農地がないため影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に大坪委員をお願いします。

13番委員 報告いたします。
44 号の審議番号2番です。関連資料は50 号から54 号になります。
申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番 畑 300 m²で、〇〇自治会に位置します。
申請人は申請地近隣で〇〇を営んでおり、既存の駐車場及び資材置場が手狭であることから、所有する申請地を貸し付けようとするものです。
申請地の北側西側は畑に、東側は雑種地に南側は宅地に接しています。現状のまま利用していますが、土留めをしているので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、日照・通風等については、駐車場兼資材置場として利用するため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。
農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容，添付書類及び現地調査により確認されていますので，適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分としては，用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第3種農地に区分されます。申請地を既に整地していることから始末書が提出されているところでもあります。

審議番号2の農地区分としては，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地の『その他の農地』に区分されます。申請地はすでに利用されていることから始末書が添付されています。

以上のことから，申請がなされた転用につきましては，やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第8号「農地法第4条許可申請に対する許可について」は，申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって議案第8号の全案件について，申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に，日程第8 議案第9号「農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」を議題といたします。

まず56号「所有権移転」の現地調査員から報告をお願いします。桑代委員お願いします。

14番委員 報告します。

56号の審議番号1番です。関連資料は58号から62号になります。

譲受人は日置市の〇〇〇〇さん，譲渡人は，大阪府の〇〇〇〇さんです。

申請地は，知覧町〇〇字〇〇 〇〇番，畑 1,965 m²で〇〇自治会に位置します。申請理由，被害防除対策等につきましては，先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

続きまして，審議番号2番です。関連資料は63号から67号になります。

譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は，知覧町〇〇字〇〇 〇〇番，田 469 m²で〇〇自治会に位置し

ます。申請人は、市内の借家に居住する施設職員であり、借家が手狭になったことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地の北側東側西側は畑に、南側は県道に接しています。

40cm 程度の盛土を行いますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
13 番委員

次に、大坪委員お願いします。

報告します。

56 号の審議番号 3 番です。関連資料は 68 号から 72 号になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は福岡市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇番，畑 152 m²で〇〇自治会に位置します。申請地の南側は宅地に、北側西側は雑種地に東側は畑に接しています。現状のまま利用しますが、土留めをするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で水路へ放流し、日照・通風等については、駐車場兼資材置場として利用するため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号 4 番です。関連資料は 73 号から 77 号になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は福岡市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇番，畑 56 m²で〇〇自治会に位置します。申請人は、市内に住所を置く〇〇であり、職員の駐車場が不足したことから、申請地に駐車場を整備したものです。

申請地の北側は雑種地に、東側は畑に、西側、南側は市道に接しています。市道と同じ高さで利用しているため、土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については駐車場のため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
4 番委員

次に、78 号「地上権設定」について吉崎委員お願いします。

報告いたします。

78 号の審議番号 1 番です。関連資料は 79 号から 84 号になります。

借人は京都市の〇〇〇〇，貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇番，畑 1,046.73 m²で〇〇自治会に位置します。申請地の北側東側西側は宅地に、南側は畑に接しています。10cm 程度の盛土と 50cm 程度の切土を行いますが、土留めをするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、施設内は浸透柵を設置し地下浸透させます。日照・通風等については、施設の高さが 2.2m のため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。
補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分としては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号2番は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されません。

審議番号3番と4番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。第1種農地の不許可の例外事由の集落接続施設に該当し、代替地検討は不要です。尚、審議番号4番は、既に職員駐車場として利用されていることから始末書が提出されております。

地上権設定の審議番号1番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが、合意に至らなかったとのことです。また、太陽光発電施設であるため、市の「再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」による隣接所有者及び自治会長等への周知報告書が提出されています。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、所有権移転の審議番号2番は第1種農地に区分されるため来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号「農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」は、所有権移転の3件及び地上権設定の1件については申請どおり許可し、所有権移転の審議番号2番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって議案第9号に係る案件について、所有権移転の3件及び地上権設定の1件は申請どおり許可し、所有権移転の1件は、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第10号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。87号～89号をご覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外9件です。
設定面積は、畑32筆36,858㎡で理由につきましては、規模拡大5件、受贈5件です。10a当たりの取引価格の平均としましては、畑が302千円でございます。地域別では、穎娃地域8件、知覧地域2件です。
続きまして、91号～107号の「賃貸借利用権の設定」です。昨日取り下げがありましたので報告いたします。93号の18番が取り下げとなりましたので、その分を除いて説明いたします。
利用権を設定する者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外109件です。
設定面積は田18筆13,946㎡、畑162筆220,641㎡の合計180筆234,587㎡で、穎娃地域31件、知覧地域24件、川辺地域55件となっております。なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が7件、設定面積は田3筆1,844㎡、畑5筆6,068㎡の合計8筆7,912㎡で穎娃地域3件、知覧地域1件、川辺地域3件となっております。
続きまして、109号～114号の「使用貸借利用権の設定」です。
利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇外14件です。
設定面積は、田9筆4,481㎡、畑50筆54,814㎡の合計59筆59,295㎡で、穎娃地域3件、知覧地域7件、川辺地域5件となっております。なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が1件、設定面積は畑42筆41,142㎡で、穎娃地域1件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、賃貸借利

用権のうち〇〇委員が 31 番から 37 番まで、〇〇委員が 67 番、〇〇委員が 94 番、〇〇委員が 98 番、〇〇委員が 111 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 10 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長

引き続き、議案第 10 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

関係委員
議長

「異議なし」の声あり

それでは、関係委員の退室を求めます。

(退 室)

議長
委員

これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

議長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 10 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議長

関係委員に報告いたします。

議案第 10 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長

次に、日程第 10 議案第 11 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。桑代委員お願いします。

14 番委員

報告いたします。

116 分の審議番号 1 番です。関連資料は 117 分から 120 分になります。

申請人は名古屋市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇番 田 394 m²外 3 筆で〇〇自治会に位置します。

平成 10 年に申請地を相続しましたが、県外に居住していたことから、手入れが行き届かず、山林化し現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況です。県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
13 番委員

次に、大坪委員お願いします。

報告いたします。

116 号の審議番号 2 番です。関連資料は 121 号から 126 号になります。申請人は薩摩川内市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇番 畑 161 m² 外 6 筆で〇〇自治会周辺に位置します。

申請者が市外在住で管理が行き届かなく、宅地、雑種地、原野、山林化し現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も宅地や山林の状況です。市外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱要領に基づきまして、宅地については経過年数や利用状況を、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、雑種地については周辺農地に与える影響等を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 11 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 11 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長

次に、日程第 11 議案第 12 号「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について」を議

題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係

説明いたします。資料は、128 頁からでございます。

この事業は、農林業上の利用を増進するため、一定の地域の住民が集団的に利用、管理していた山林原野等で、当時の個人及び共有名義で残されている土地の入会権を消滅させ、現所有者に所有権移転することによって農林業経営の健全な発展に資することを目的とするものであり、新たに所有権を取得する方が農地法に抵触しないか確認しなければならないことから、今回、意見聴取要請があったものです。

〇〇入会林野整備組合から提出されました入会林野整備計画につきましては、全体計画で関係者 5 人、筆数 31 筆 33,625 m²のうち農地に関連する部分が、関係者数 5 人、筆数 16 筆の 17,100 m²で今後の利用目的は水稲作、露地野菜栽培です。

現在の経営状況につきましては、〇〇〇〇さんが畑 60 a、〇〇〇〇さんが田 10 a と畑 50 a、〇〇〇〇さんが田 9 a と畑 54a、〇〇〇〇さんが田 10 a と畑 60 a、〇〇〇〇さんが畑 61 a であります。

なお、農業委員会といたしまして農地の所有権移転の適否につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するかを照らし合わせて該当しないと判断されます。

よって、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第 5 条第 3 項第 5 号に基づき適当意見として回答してよろしいか、御審議方よろしくお願いいたします。又、入会林野整備事業の概要につきまして本日別添資料をお配りしておりますので、お目どおし頂きますようお願い申し上げます。

議長

只今、事務局から説明の在りました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり

議長

只今説明のありました案件について、採決をお願いいたしますが、代表者が委員の為、議事参与の制限に該当する案件とし、関係委員の退室を求めます。

(退室)

議長

それでは、採決いたします。

議案第 12 号「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について」は、適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議 長

関係委員に報告いたします。

議案第12号については、申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長

次に、日程第12「令和6年度農業委員会総会等開催計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長

資料は138頁になります。

4月以降の転用調査や総会等の日程につきまして、別紙のとおり計画しており、総会につきましては、農業委員の皆様は毎月の出席、推進委員の皆様は2か月に1回、偶数月の出席となります。

また、139頁には農業委員による農地転用等現地調査の輪番表を添付しておりますので、皆様日程の確保方よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議 長

只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。

議 長

特にないようでございますので、この開催計画に基づき、日程確保等をお願いします。

議 長

次に、日程第13「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。推進委員の方でも構いませんが。

推進委員

入会林野事業につきまして、面積要件があると認識しているが、面積が小さいが許可されるのでしょうか。

農 地 係

何㎡以上ないと入会林野の計画に加えられないという認識がないのでこの計画が提出されたのだと思います。

推進委員

前回、入会林野事業を行い漏れたところがある、それで少なくとも出来るのかなど。

農 地 係

これに関しましては、主管課が農業委員会ではなく耕地林務課になっておりますので、私達がこれについて良いですよとの返事は出来ないのですが、〇〇入会林野整備組合が耕地林務課に整備計画を出して認可して頂くにあたって、農業委員会の意見が必要なので、それに応じて出しているところでありまして。㎡によって提出できるかどうかについては、こちらで対応しかねるところですので御了承いただきたいと思っております。

議 長

よろしいでしょうか。他にないでしょうか。

令和6年2月21日農業共済新聞「食料供給困難事態対策法案」「農業振興地域整備法等改正案」の記事紹介

議 長

ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

農地係長

川辺地区の農業委員、推進委員の皆様、不在委員の活動区域の割り振りについての依頼

事務局長

今後の日程について連絡

議 長

只今の件について、御質問はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和6年第2回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時05分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 18番 _____

会議録署名委員 19番 _____